

## 熱中症対策に資する現場管理費の補正の要領(農林水産部版)

### 1 目的

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費の現場管理費の補正について本要領に定める。

### 2 対象工事

石川県農林水産部発注工事とする。ただし、建築工事は本要領の対象外とする。

### 3 用語の定義

#### (1) 真夏日

真夏日は次のどちらかとする。

① 日最高気温が30℃以上の日

② 暑さ指数(WBGT)が25℃以上の日

※森林整備保全事業は①を選択するものとする。

※夜間工事の場合は作業時間帯が①または②の日とする。

※施工者が①または②を選択することができ、①、②を併用することは不可とする。

#### (2) 工期

工期は建設工事請負契約書の工期とする。

なお、年末年始6日間・夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事の全面中止期間等は含まない。

#### (3) 真夏日率

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

※真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

### 4 積算方法

#### (1) 補正計上

補正は変更契約において行う。

#### (2) 補正值

補正值(%) = 真夏日率 × 補正係数(1.2)

補正值は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

#### (3) 現場管理費

現場管理費 = 対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数(施工地域等)) + 補正值)

※なお、「冬期施工における現場管理費率の補正について」(平成31年3月26日付け30農振第3913号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知)及び「森林整備保全事業設計積算要領」第6-1-(2)-イ-(ウ)-aと重複する場合においても最高2%とする。

### 5 真夏日の取得方法

3(1)の①の気温は気象庁の気象観測所の気温

3 (1) の②の暑さ指数 (WBGT) は環境省が公表している暑さ指数 (WBGT) とし、施工現場に応じて下記の観測所の気温とする。

施工現場	気象庁の気象観測所
珠洲市	珠洲
輪島市、能登町、穴水町	輪島
志賀町	志賀
七尾市、中能登町	七尾
羽咋市、宝達志水町	羽咋
かほく市、津幡町、内灘町	かほく
金沢市、野々市市、白山市 (下記以外)	金沢
白山市 (旧鶴来町、河内村、鳥越村、吉野谷村、尾口村、白峰村)	白山河内
川北町、能美市、小松市、加賀市 (下記以外)	小松
加賀市 (旧山中町)	加賀菅谷

(参考) 気象庁HP URL <https://www.data.jma.go.jp/gmd/risk/obsdl/index.php>  
 環境省HP URL [http://www.wbgt.env.go.jp/record\\_data.php](http://www.wbgt.env.go.jp/record_data.php)

## 6 気温の補正方法(森林整備保全事業)

森林整備保全事業の場合、5 で得られた気温を次の算定式により補正するものとする。ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式によりがたい場合は、監督員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

### 【算定式】

補正後の気温 (°C) = 気温 (°C) - 標高差 (m) × 0.6 / 100 (m)

※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。

ただし、標高差 (m) = 工事現場の標高 (m) - 計測箇所の標高 (m)

(気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること)

※標高差の値は、小数点第1位四捨五入整数止めとする。

## 7 協議

### (1) 監督員との事前協議

受注者は、本要領により補正を希望する場合は、事前 (変更がある場合は請負代金の変更前まで等) に、工事打合せ簿 (工事様式-15) により、監督員と協議すること。

### (2) 提出様式

受注者は、本要領により補正を希望する場合は、監督員と事前に調整した提出期日までに、「真夏日率等算出表」(様式-1) を監督員に提出すること。

※様式-1 は工事打合せ簿等に添付し、電子納品をすること。

## 附則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

この要領は、令和5年4月1日から適用する。